

北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、複数の業者の提案による公募型プロポーザル方式による企画提案競技（以下、「本プロポーザル」という。）を実施し、本業務に最も適した委託業者を選定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

「北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務委託仕様書」のとおり。

3 予算額

本業務は、令和４年度から令和５年度の２か年にわたる債務負担行為として予算計上し、令和４年度の補正予算額及び債務負担行為の限度額は次のとおり。

令和４年度の補正予算額 3,597,000 円

令和５年度の予算予定額 4,620,000 円

（債務負担行為の限度額 8,217,000 円）

4 契約期間

契約締結の日から令和６年３月２９日まで

5 企画提案競技の参加要件

本実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 北本市競争入札参加資格者名簿に登録のある者であること。

- (4) 北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年北本市告示第39号）の規定に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年北本市告示第269号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去5年間に、子ども・子育て関係分野、福祉関係分野、人権関係分野、教育関係分野その他の本業務と同種又は類似する分野の行動計画又は推進計画の策定業務に携わった経験のある者であること。

6 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 参加表明について

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1） 1部
- (イ) 誓約書（様式第2） 1部
- (ウ) 参加資格確認書（様式第3） 1部
- (エ) 会社概要書（様式第4） 1部
- (オ) 実績確認書（様式第5） 1部

イ 提出方法及び提出期限

(ア) 提出方法

北本市役所へ持参又は郵送により提出すること。

(イ) 提出期限

令和4年7月28日（木）まで

※持参の場合は、北本市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。また、郵送の場合は、期間内必着とするため、到達の記録がわかる方法（簡易書留等）での郵送とすること。

(2) 企画提案書及び見積書について

ア 提出部数

- (ア) 企画提案書（任意様式） 原本1部及び副本（提案者名なし8部）
- (イ) 見積書（任意様式） 原本1部

イ 提出方法及び提出期限

(ア) 提出方法

北本市役所へ持参又は郵送により提出すること。

(イ) 提出期限

令和4年8月2日(火)まで

※持参の場合は、北本市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。また、郵送の場合は、期間内必着とするため、到達の記録がわかる方法(簡易書留等)での郵送とすること。

ウ 企画提案書

以下の点に留意の上作成すること。

(ア) 書式

- a 表紙をつけること。なお、原本の表紙にはタイトル及び提案者名を記入し、副本には記入しないこと。
- b A4縦サイズの両面印刷で10枚以内(表紙除く)に収めること。
- c モノクロ・カラーの別は問わない。
- d 仕上げは左辺綴じとし、レール式クリアフォルダに綴じること。
- e 文字の大きさは11ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさに作成すること。

(イ) 内容

以下の項目に沿って順に記載すること。

- a 業務実績、業務体制、業務責任者のプロフィール等
業務責任者、担当者及び補助者として予定する者の氏名、担当分野、本業務における役割及び連絡体制等は必ず記載すること。
- b 企画提案事項
以下の点について提案を求める。
 - (a) 市民アンケート調査、子ども関係施設、団体実態調査の作成・実施・集計・分析
 - ・市民アンケート調査、子ども関係施設、団体実態調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案、課題整理、今後の取りまとめに向けた調査の実施内容
 - ・北本市の実情を考慮した施策展開に繋げられるような調査の工夫と分析
 - ・調査票の回収率(特に子どもからの調査票の回収率)の向上のための方策
 - ・個人情報保護対策の方法
 - (b) 市民からの問い合わせに対する体制
 - (c) 施策の課題等を把握するにあたっての実施方法や取りまとめの

考え方

- (d) 国や県の動向や北本市の条例、総合振興計画など他の計画等との整合、北本市が取り組むべき課題等の取りまとめの考え方
- (e) 市民アンケート調査、子ども関係施設、団体実態調査の結果や施策を整理し、報告書を取りまとめるにあたっての視点
- (f) 北本市子どもの権利に関する行動計画において特に重視すべきと思われる視点

c 業務工程

d その他業務実施にあたってのアピールポイント

エ 見積書

人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

本業務に関する委託業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。ただし、応募が4者以上の場合については、事前審査を実施し、上位3者となった者について、プレゼンテーション審査を実施する。また、参加事業者が1者の場合は、プレゼンテーション審査は実施しない。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) プレゼンテーション等について

ア 日時

令和4年8月10日（水）（予定）

※日時は変更する可能性があるため、プレゼンテーション実施対象者には、確定後、個別に連絡するものとする。

イ 会場

北本市役所（予定）

ウ 出席者

1者3名以内

※本業務に係る業務責任者となる予定の者は、必ずプレゼンテーションに参加すること。

エ 発表時間

1者あたり20分

(ア) プレゼンテーション（15分）

(イ) 質疑応答 (5 分)

オ その他

(ア) プレゼンテーションにおいて使用する機材については、参加者が持参し設置する。

(イ) プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。

(ウ) プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外する。

(4) 受注者の決定

委託業者選定委員会において最も優秀とされた者を第一交渉権者とし、協議の上、契約を締結する。第一交渉権者と契約に至らなかった際は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

(5) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 審査の結果、審査基準に定める標準点に満たない場合は、審査対象としない。

ウ 参加事業者は、審査の結果について異議を申し立てることができない。

8 審査結果等

(1) 審査結果

参加事業者数が4者以上であった場合における事務局による事前審査の結果については、プレゼンテーション参加者にのみ、個別に電子メール等により連絡する。

最終審査結果は、結果通知書により参加者全員に通知するとともに、北本市ホームページにより公表する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に定められた参加資格要件等を満たさないとき。

イ 本実施要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。

ウ 本実施要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。

エ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。

オ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- カ 企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- キ その他本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

参加を辞退する場合は、契約の相手方が決定するまでに、辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取扱いを受けるものではない。

9 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおり予定する。

内 容	日 時
公募の開始	令和4年7月11日（月）
質問書の提出期限	令和4年7月19日（火）
質問書に対する回答	令和4年7月26日（火）
参加申込期限	令和4年7月28日（木）
企画提案書及び見積書提出期限	令和4年8月 2日（火）
プレゼンテーション実施（予定）	令和4年8月10日（水） 予定
選定結果の通知	令和4年8月23日（火）

10 質問・回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限

令和4年7月19日（火）15時まで

イ 提出場所

北本市本町1丁目111番地

北本市役所 福祉部 子育て支援課

電話：048－591－1111（内線2492）

E-mail：a02236@city.kitamoto.lg.jp

ウ 質問様式

質問書（様式第6）

エ 提出方法

上記ウを電子メール（容量2MB以内）にて提出すること。また、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。なお、電子メールの件名は「北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務に関する質問」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信すること。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期限

令和4年7月26日（火）

イ 回答方法

質問に対する回答は、原則として北本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

11 書類提出及び問合せ先

(1) 名称

北本市 福祉部 子育て支援課

(2) 所在地

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

(3) 連絡先

電話：048-591-1111（内線2492）

FAX：048-593-2862

E-mail：a02236@city.kitamoto.lg.jp

12 その他

(1) 本プロポーザルに係る書類の提出をもって、下記について承諾したものとみなす。

ア 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。

イ 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

ウ 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容が無償で都度断ることなく使用できるものとする。

エ 本プロポーザルに係る情報公開請求又は議会・議員からの資料要求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、原則として提出書類等を開示するものとする。

オ 提案書等の内容をそのまま採用して事業の実施を行うものではない。

カ 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

キ 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、業務委託候補者と協議の上、変更する場合もある。

ク 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商

標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。

ケ 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

コ 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、北本市が認めた場合はこの限りではない。